

# エアコン未設置の高齢者世帯等に 購入設置費用を助成します！

在宅でエアコンを設置していない高齢者世帯等の熱中症対策として、エアコンを購入・設置する費用の一部を助成します。

## 対象世帯

町内に住所があり、次の①～⑤のいずれかに該当する世帯

- ①75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- ②要介護(要介護1以上)認定を受けている方がいる場合、70歳以上の方のみで構成される世帯
- ③身体障害者手帳1級から3級までを持つ方がいる場合、70歳以上の方のみで構成される世帯
- ④療育手帳Aを持つ方がいる場合、70歳以上の方のみで構成される世帯
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方がいる場合、70歳以上の方のみで構成される世帯

※ただし、介護保険施設および有料老人ホームなどに入所等している場合は対象外となります。

※公営住宅にお住いの場合は、個別に担当まで相談ください。

町内の事業所において、エアコン本体を購入および設置にかかる費用

※設置が困難な場合は、可動式のエアコン(スポットクーラー)も対象とします。

## 対象経費

## 助成額

対象経費の2分の1を助成します。(7万5千円上限)

※千円未満は切り捨て、1世帯につき1回に限ります。

## 受付期間

令和8年4月1日(水)～令和9年2月15日(月)まで

※予算上限あり

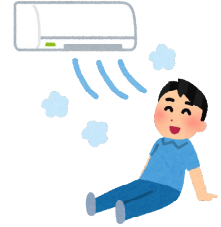


## ～助成金申請から支払いまでの流れ～

①申請

申請書に必要事項を記入し、見積書の写し等を添付して申請してください。

※必ず購入前に申請してください



②助成決定

町から申請者へ助成の可否を通知します。

③エアコン  
設置

決定の通知を確認後に町内の事業所からエアコンを購入し、設置してください。

※借家の場合は、あらかじめ家屋所有者に承諾を得てください。

④実績報告

設置完了後、実績報告書に必要事項を記入し、領収書の写しと設置箇所の写真を添付して、設置が完了した日から30日以内に提出してください。

⑤助成金  
支払い

実績報告後、不備がなければ助成金の額を確定し、申請者の口座に助成金を振り込みます。

《お問い合わせ》 保健福祉課地域福祉係 TEL:01564-5-2006(直通)